

## 令和7年度新庄市第二種免許取得支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、運転手不足が深刻化しているバス及びタクシー事業者（以下「事業者」という。）における運転手の確保を促進し、地域公共交通の維持を図るため、事業者が従業員第二種免許取得に係る経費を負担する事業を行う場合において、予算の範囲内において第二種免許取得支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、新庄市補助金等交付規則（昭和55年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅客自動車運送事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (2) 第二種免許 道路交通法（昭和35年法律第105号）第86条第1項に規定する運転免許をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる事業者は、次の各号に掲げる要件を全て満たし、かつ、従業員の第二種免許取得に係る経費を負担した旅客自動車運送事業者とする。

- (1) 道路運送法第4条の許可を受けて、一般旅客自動車運送事業を行い、新庄市内に本社又は営業所がある事業者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない事業者であること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等であるもの

エ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの

オ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の

利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

カ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

キ その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和8年1月23日から令和9年2月28日までの間に支払われた従業員の第二種免許の取得に要した入学金、適性検査料、学科教習料、技能教習料、効果測定料、教材費、写真代及び検定料の合計額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、従業員が取得した免許の区分に応じ、別表に定める額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新庄市第二種免許取得支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績兼補助金所要額計算書（様式第2号）
- (2) 暴力団排除に関する誓約書（様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、申請者にその旨を通知するものとする。

(実績報告書)

第8条 規則第9条に定める実績報告書については、第6条の規定による申請書の提出をもって提出したものとみなす。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定の条件に違反したとき。
- (3) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

(帳簿等の整理保存)

第10条 申請者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、その収支状況を明らかにしておくものとする。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和8年1月23日から適用する。

別表

区分	補助金の額（第二種免許を取得した従業員1人当たり）
大型第二種免許	補助対象経費の額（国、公益社団法人日本バス協会、一般社団法人山形県バス協会等（県及び市町村は除く。）からこの要綱に基づく補助金と同様の補助金等の交付を受ける場合は、補助対象経費の額から当該補助金等の額を差し引いた額。以下同じ。）に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額。以下同じ。）又は12万円のいずれか低い額
中型第二種免許	
普通第二種免許	補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額又は9万円のいずれか低い額